

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。なお、申込みにあたっては、本宿泊約款が契約内容になることに同意した上で、申込みするものとします。

(1)宿泊者名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金（原則として別表第1の基本料金による）

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（宿泊期間が3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルの指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条、第18条の規定を適用する事例が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還致します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律138号）第4条第2項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2)満室（員）により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとするものが、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員の内に暴力団員に該当する者があるもの

(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。

(7)宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

(8)宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10)宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

ぼす言動をしたとき。(大阪府旅館業法施行条例6条の規定に基づく)

(宿泊客の契約解除権)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます
- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は(第3条第2項の規定により当ホテルが、申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻を2時間経過した時刻(到着予定時刻の明示が無い予約は当ホテルの定める時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1)宿泊客が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき
 - (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5)宿泊客から宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く)
 - (6)宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (7)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8)宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑をおよぼすおそれがあると認められたとき。
 - (9)客室の喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条

- 1.宿泊客は、宿泊日当日、ホテル到着の際フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (3)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

- 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかるらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には当ホテルの定める追加料金を申し受けます。但し、当ホテルの定める最大滞在可能時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金を申し受けるものとします。
- 3.前二項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理のため客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間等)

第11条

1.当ホテルの施設等の営業時間は客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインの際、宿泊期間延長申込の際、又は当ホテルが請求したとき、当フロントにおいて行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1.当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは保証料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1.宿泊客がフロントにお預けになった物品（第15条第1項を除く）又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可効力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにてチェックインする際お渡します。なお、現金及び貴重品についてはお預かり致しません。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするものとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない時は、遺失物法に基づき処理いたします。

3.宿泊客の物品又は現金及び貴重品にかかる滅失、毀損又は盗難等による損害については前条第2項の規定が適用されるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条

1.宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(コンピューター通信利用に関する免責事項)

第18条

当ホテル内からのパソコン、携帯電話等を利用したインターネット、メールなどの通信のご利用にあたりましては、

お客様ご自身の責任において行うものといたします。当該通信のご利用中にシステム障害、電波障害、停電その他の理由により、

その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、当該通信のご利用に際して当ホテルが不適切と事前または事後に判断した行為により、当ホテルまたは第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(準拠法・紛争解決条項)

第19条

1.本約款は日本国の法律に従って解釈され、日本語を正文とし、参考の為に提示有れた翻訳文がある場合も、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

2.宿泊者及び当ホテルは、本契約に起因する又は本契約に関連して生じた紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします

別表第1 宿泊料金等の内訳（第12条第1項関係）

内 訳		
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	1.基本宿泊料（室料、朝食）
	追加料金	2.追加飲食（食事・その他の飲食料）3.その他利用料金
	税 金	消費税、入湯税等

《備考》

- 1.基本宿泊料は当ホテルホームページに掲示する料金表によります。
 2.当ホテルでは子供も大人料金と同一になりますが、寝具及び食事を提供しない小学生以下の子供については、料金をいただきません。
 ただし、季節・宿泊プランにより子供料金・幼児料金を設定することがあります。この場合適切な方法をもってお知らせします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

	不泊	当日	前日	7日前	14日前
10室以上	100%	100%	100%	80%	—

(注)

- 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初泊）の違約金を收受します。